

発議第 10 号

子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 3 月 18 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書

日本の子どもの貧困率は16.3%（2012年度）と、6人に1人の割合で、OECD諸国の平均を上回り、依然として深刻である。道内ひとり親家庭の子どもの総数も、15年前の2000年と比較して約14%増の8万7,533人（2010年国勢調査）となっている。増加するひとり親家庭への支援は子どもの貧困を解決するために重要である。

全道で就学援助制度を受給する児童生徒は、9万881人（2013年度）と、援助率は15年前と比べて約2倍の23.06%（道調べ）にのぼっている。教育的な配慮を必要とする子どもは高水準となっている。生活扶助基準引き下げに連動した就学援助の支給基準引き下げがひろがっている。

また国は、非婚で子育てするひとり親家庭に対し、死別や離別のひとり親家庭と同様に公営住宅の入居や家賃で「寡婦（夫）控除」の適用を受けられるようにする「公営住宅法施行令改正」がおこなわれたが、保育料、幼稚園授業料、学童クラブ育成料などの算定については、依然として、自治体の判断に任されている。

生まれ育った環境で将来を左右されてはならないとの理念の下に「子どもの貧困対策法」が制定された。よって、国には、子どもの貧困解決に向けて以下の対策の強化を求めるものである。

記

- 1 生活扶助基準引き下げを就学援助に影響させない財政支援の強化。
- 2 公営住宅法施行令改正にならぬ、保育料、幼稚園授業料、学童クラブ育成料など所得基準のある給付やサービス全体について、寡婦（夫）控除が適用されるように所得税法を改正する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣